

静岡県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第25号

静岡県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県環境影響評価条例施行規則（平成11年静岡県規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p>第4章 評価書（第24条－<u>第26条</u>）</p> <p>第5章～第10章（略）</p> <p>附則</p> <p>（方法書について公告する事項）</p> <p>第10条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p>第4章 評価書（第24条－<u>第26条の2</u>）</p> <p>第5章～第10章（略）</p> <p>附則</p> <p>（方法書について公告する事項）</p> <p>第10条（略）</p> <p><u>（方法書の公表）</u></p> <p>第10条の2 条例第11条の規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。</p> <p><u>(1) 事業者のウェブサイトへの掲載</u></p> <p><u>(2) 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村のウェブサイトへの掲載</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、事業者が利用できるウェブサイトへの掲載</u></p> <p><u>（方法書説明会の開催）</u></p> <p>第10条の3 条例第11条の2第1項に規定する方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。</p> <p><u>（方法書説明会の開催の公告）</u></p> <p>第10条の4 第8条の規定は、条例第11条の2</p>

(方法書についての意見書の提出)

第11条 (略)

(準備書についての公告及び縦覧)

第15条 (略)

(準備書について公告する事項)

第16条 (略)

(説明会の開催等)

第17条 条例第20条第1項に規定する説明会は、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるも

第2項の規定による公告について準用する。

2 条例第11条の2第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 対象事業を実施しようとする区域

(4) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

(5) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

（責めに帰することができない理由）

第10条の5 条例第11条の2第4項の規則で定める理由は、次に掲げるものとする。

(1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。

(2) 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによつて方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(方法書についての意見書の提出)

第11条 (略)

(準備書についての公告等)

第15条 (略)

(準備書について公告する事項)

第16条 (略)

(準備書の公表)

第16条の2 第10条の2の規定は、条例第19条の規定による公表について準用する。

(準備書説明会の開催)

第17条 第10条の3の規定は、条例第20条第1項の規定による準備書説明会について準用する。この場合において、第10条の3中「方法

のとし、関係地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、説明会を開催する地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(説明会の開催の公告)

第18条 第8条の規定は、条例第20条第2項の規定による公告について準用する。

2 条例第20条第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業を実施しようとする区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 説明会の開催を予定する日時及び場所
(責めに帰することができない理由)

第19条 条例第20条第4項の規則で定める理由は、次に掲げるものとする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。
- (2) 事業者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによつて説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催の公告)

第18条 第8条の規定は、条例第20条第2項において準用する条例第11条の2第2項の規定による公告について準用する。

2 第10条の4第2項の規定は、条例第20条第2項において準用する条例第11条の2第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第10条の4第2項中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

(責めに帰することができない理由)

第19条 第10条の5の規定は、条例第20条第2項において準用する条例第11条の2第4項の規則で定める理由について準用する。この場合において、第10条の5中「方法書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(準備書の記載事項の周知)

第20条 条例第20条第4項の規定による準備書の記載事項の周知は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

(1) 要約書を求めに応じて提供することを周知した後、要約書を求めに応じて提供すること。

(2) 準備書の概要を公告すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、準備書の記載事項を周知させるための適切な方法

2 第8条の規定は、前項第2号の規定による公告について準用する。

(評価書についての公告及び縦覧)

第25条 (略)

(評価書について公告する事項)

第26条 (略)

第5章 対象事業の内容の変更等

(条例第27条の規則で定める変更)

第27条 (略)

(都市計画に定められる対象事業等に係る技術的読替え)

第35条 (略)

2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第7条から第29条まで(第28条第3号を除く。)並びに別表第2及び別表第3の規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用については次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	
第10条第7号及び第11	(略)

第20条 削除

(評価書についての公告等)

第25条 (略)

(評価書について公告する事項)

第26条 (略)

(評価書の公表)

第26条の2 第10条の2の規定は、条例第26条の規定による公表について準用する。

第5章 対象事業の内容の変更等

(条例第27条の規則で定める変更)

第27条 (略)

(都市計画に定められる対象事業等に係る技術的読替え)

第35条 (略)

2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第7条から第29条まで(第28条第3号を除く。)並びに別表第2及び別表第3の規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用については次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	
第10条第7号	(略)

条

<u>第10条の2</u>	<u>条例第11条</u>	<u>第35条第1項の規定により読み替えて適用される条例第11条</u>
<u>第10条の2第1号及び第3号</u>	<u>事業者</u>	<u>都市計画決定権者</u>
<u>第10条の3</u>	<u>条例第11条の2第1項</u>	<u>第35条第1項の規定により読み替えて適用される条例第11条の2第1項</u>
	<u>対象事業</u>	<u>都市計画対象事業</u>
	<u>事業者</u>	<u>都市計画決定権者</u>
<u>第10条の4第1項及び第2項</u>	<u>条例第11条の2第2項</u>	<u>第35条第1項の規定により読み替えて適用される条例第11条の2第2項</u>
<u>第10条の4第2項第1号</u>	<u>事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主た</u>	<u>都市計画決定権者の名称</u>

第12条	(略)
(略)	
第16条第7号	(略)
第17条	(略)

	<u>る事務所の所在地)</u>	
<u>第10条の4 第2項第2号から第4号まで</u>	<u>対象事業</u>	<u>都市計画 対象事業</u>
<u>第10条の5</u>	<u>条例第11条の2第4項</u>	<u>第35条第1項の規定により読み替えて適用される条例第11条の2第4項</u>
<u>第10条の5 第2号</u>	<u>事業者</u>	<u>都市計画 決定権者</u>
<u>第11条</u>	<u>条例第12条第1項</u>	<u>第35条第1項の規定により読み替えて適用される条例第12条第1項</u>
第12条	(略)	
(略)		
第16条第7号	(略)	
<u>第16条の2</u>	<u>条例第19条</u>	<u>第35条第1項の規定により読み替えて適用される条例第19条</u>
第17条	(略)	

	<u>事業者</u>	<u>都市計画 決定権者</u>
第18条第1項及び第2項	(略)	
第18条第2項第1号	<u>事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</u>	<u>都市計画決定権者の名称</u>
第18条第2項第2号及び第3号	<u>対象事業</u>	<u>都市計画対象事業</u>
第19条	<u>条例第20条第4項</u>	第35条第1項の規定により読み替えて適用される <u>条例第20条第4項</u>
	<u>事業者</u>	<u>都市計画決定権者</u>
第20条	<u>条例第20条第4項</u>	第35条第1項の規定により読み替えて適用される <u>条例第20条第4項</u>
第21条	(略)	
(略)		

	<u>対象事業</u>	<u>都市計画 対象事業</u>
第18条第1項及び第2項	(略)	
第18条第2項	<u>対象事業</u>	<u>都市計画対象事業</u>
第19条	<u>条例第20条第2項</u>	第35条第1項の規定により読み替えて適用される <u>条例第20条第2項</u>
第21条	(略)	
(略)		

第26条第2号及び第3号	(略)	第26条第2号及び第3号	(略)
		<u>第26条の2</u>	<u>条例第26条</u>
			<u>第35条第1項の規定により読み替えて適用される条例第26条</u>
第27条	(略)	第27条	(略)
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。